

第1章 設計業務等積算基準

第1節 設計業務等積算基準

1-1 適用範囲

この積算基準は、超音波探傷試験業務委託に適用する。

1-2 業務委託料

「設計業務等積算基準」による。

1-3 業務委託料の積算

「設計業務等積算基準」による。

1-4 設計変更の積算

「設計業務等積算基準」による。

第2節 電子成果品作成費

「設計業務等積算基準」による。

第2章 設計業務等標準歩掛

第1節 超音波探傷試験業務標準歩掛

1-1 超音波探傷試験業務標準歩掛

1. 計画準備

(1 業務当り)

区分	職種	直接人件費					
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)
計画準備				0.50	0.50		
合計				0.50	0.50		

2. 超音波探傷試験

(20m 当り)

区分	職種	直接人件費					
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)
超音波探傷試験					1.00		1.00
合計					1.00		1.00

3. 報告書作成

(20m 当り)

区分	職種	直接人件費					
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)
報告書作成				0.20	0.50		
合計				0.20	0.50		

1-2 機械経費等

機械経費等は超音波探傷試験に要するもので次表を標準とする。

1. 機械経費等

(1 日当り)

名称	規格	単位	単価	備考
検査装置費	超音波探傷装置	台・日	25,000	
検査備品費	探触子, 試験片, ゲージ他	日	8,000	
消耗材料費	接触媒質, ウエス他	日	990	

1-3 その他

1. 打合せ

打合せについては、橋梁定期点検業務に含まれているものとする。

2. 安全費

安全費については、橋梁定期点検業務に含まれているものとする。